
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和5年9月5日（火曜日）

日 時 令和5年9月5日（火）午前9時00分開会
場 所 第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
(1) 令和5年7月20日付審査請求書に関する審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

森 田 龍 司	横 尾 正 信
吉 田 俊 平	足 立 義 美
森 下 恒 夫	湊 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（森田 龍司君） おはようございます。定刻の時間が来ましたので、第3回の朝来市議会の政治倫理審査会を開催したいと思います。

手元に第1回と第2回の政倫審の議事録が上がっています。昨日の夜に確認したところではまだ上がってきてなかったもので、今日事務局は本当に一生懸命してくださって、今日の朝に回るように、間に合うように提出していただきました。ちょっと私も全く読んでないので、今から少し申し訳ありませんが、時間を30分ぐらい時間を、休憩時間を取らせていただいて、私も含め委員の皆様も議事録の確認をしていただいてから、今日の第3回目の政倫審の開催をしようと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。そしたら今から30分ほど休憩の時間を取ります

ので、どうぞ委員の皆様、議事録について少し読んでくださればありがたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

では暫時休憩いたします。

午前9時00分休憩

午前9時31分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本日はまず、前回の第2回の政倫審の振り返りをさせていただいて、それから今後の政倫審の方向づけについて打合せをしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいいたします。

まず、先日行われました第2回の政倫審の内容について少し振り返りをしたいと思いますが、委員の皆様から何か御意見がありましたら、意見を言っていただければありがたいというふうに思います。

その前にすいません、委員会の日程についてお諮りしたいと思います。

日程につきましては、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。それでは、本日の朝来市議会政治倫理委員会につきましては、本日1日限りとしたいと決定いたしました。

それでは、審査事項の協議について先ほど申しましたが、進めていきたいと思えます。

それでは、前回の委員会の振り返りを少ししたいと思います。何か委員の皆様から御意見がありましたらよろしくお願いいいたします。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 前回のときも私、指摘したんですが、それについてももう一度振り返りたいと思えますが、まず前提として私は、一般質問でも再々市内の農業振興については取り上げてきました。特に学校給食という安定したマーケットがあるので、そこに市内の農業者が安心して野菜などを納入できる、そういうシステムをつくるべきだということについては、これ何回も一般質問で主張してきたことで、与布土地域がそのような取組しようということについては、私もそれは大賛成なんです。市内各地の自治協もそういう取組をぜひやってほしいと思っております。

その中で前回驚いたのは、給食センターの答弁で、この間の協議について公文書を残してない、議事録がないということと言われて、これはびっくりしたんですが、一般質問の中の答弁でもそのようなことをと言われて、それを受けて部長会議で公文書をしっかり残すようにということを何回も指摘されたという具合に聞いておりますが、なおかつ給食センターは議事録、公文書を残してないと。その理由を聞いたら、怠慢でしたという答弁でしたが、本当にこれ、朝来市の行政大丈夫なのかなという思いをします。

結論をもって言うんじゃないんですが、まず行政の事務の行為を公文書でしっかり残すということは基本中の基本でありますので、ここを怠ったということは、行政として大きなミスを残したな

と、私は前回そういう印象を持ちました。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） この問題の最大の問題点というのは、政治倫理を問われている藤本議員と説明会の主催である団体の問題がすり替わってしまっているということなんです。ですから、本来藤本議員がこの政治倫理条例の第3条第1号及び第3号に違反しているかどうかということを確認するという作業なんです、それが与布土、団体の責任のように転嫁してしまっているという問題が、これがこの問題を分かりにくくしているのかなと思っています。

それで、まずこの第1回目のときに私は申し上げたんですけども、第1回目の資料で審査請求書をちょっと出していただきたいんですが。（「今お送りします」と呼ぶ者あり）はい。

ここに書いてある会派名及び議員名については、朝来市議員倫理条例第5条第1項の規定に基づいて審査を請求するということを言ってらっしゃいます。これ第5条の第1項はどういうことかという、条例出していただきたいんですけど、第5条の第1項を私が読ませていただくと、審査の請求第5条法第18条に規定する選挙権を有する市民または議員は、議員に第2条に違反する行為があると認めるときというふうに書いてあります。つまり違反行為を認めているのがこの4名の方ということなんです。これが前提でこの委員会が始まっているという認識をきちっと持っていただきたいというのが1点あります。

それと、市民の方から意見が、意見書が出ていまして、それは意見箱のほうで意見が出ているんですけど、そこにも私は名指しで名前が書かれてるんで、はっきり申し上げたいんですが、私が委員に自ら出てきたいということは一切言っていない。私は前日、その委員の決定の前日に決まったということで局長から連絡いただいて、したと思うんです。それ以外は私は一切この委員に入るということは、本来は議運でやるべきものということで議運に任したと思っています。ただ、それに議長の指名があったんで、この委員に入ってるということなんです。そして、この第5条の第1項の請求に基づいて、違反する行為があるという4名の方の審査請求に基づいて調査しているということなんです。

それで、ここがよく理解していただきたいんですけど、前回、契約行為について話をさせていただきました。なぜ契約行為を議論するかというと、この第3条第3号に関する違反行為を疑っているということなんです。これを審査しているということです。もしくは第3条の第1号の行為を審査しているということです。第1号については、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないということなんで、疑いを持たれること自体が政治倫理に違反するということなんです。それが一つです。第3号については、契約に関して、推薦、照会、介入をしないことということであるから、契約の事務について議論せざるを得ない、審査しなければいけなかったと。

先ほど最初に私が申し上げたような、団体の契約事務の適正性等の議論をしているわけじゃありません。要は団体のその説明会が契約の事務に関わるかどうか、契約に関することに关わるかどうか。そこに議員が同席をしていたことが、この第3条の1号及び第3号に該当するかどうかという

ことを本来議論すべきなんです、そのことが、その団体を批判、中傷、もしくは評価をおとしめるような行為をしているようにも、さも取れるような伝聞での、インターネット上での流布等があるものですから、この問題が非常に難しい問題になってしまってるんじゃないかなと思います。

ですから、この最初に立ち返っていただきまして、審査請求した方については違反する行為を認めているということなんです。なおかつ、その行為について、疑いのおそれを持たれること自体が議員の倫理に違反するということは、しっかりとこの審査委員会の骨格の部分もしくは根幹の部分として押さえ直していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） ほかにございますか。

○委員（吉田 俊平君） それから、もう一つ。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 私のほうから資料提供させていただいてるんで見ていただきたいと思いません。

これは平成23年1月20日にこれは国のほうで、国・地方公共団体における契約等に関する関係法令等の概要という資料が出ております。ここの中に1. 地方公共団体の契約制度の概要と関係法令という資料がございます。ここは契約の事務がいつから始まるかというようなことを書いてありまして、これは資格審査、そして予定価格の作成、指名、公告、通知、契約の申込み、開札、契約相手の決定、契約の履行、締結と、こういうふうな順番に契約は進んでいきますということであります。

そこの、随意契約という中の括弧書きを見ていただきたいんです。企画競争、公募手続を含むと。随意契約の場合は公募手続も含むということであります。令和4年の12月には既に公募手続が始まっております。

もう一度この第3条の3号を見ていただくと、市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関しと書いてあります。これは農林振興課に質疑しましたら、これは私どもではお答えしませんということで回答はいただけませんでした。ここは契約についてというような表記、もしくは契約に介入、推薦、照会をしないことと書いてないわけですよ。契約に関しというふうに書いてあります。なぜこれ特定していないかという、その事務について契約の事務について広範に範囲を広げているということなんですよね。関するというのは、皆さん国語辞典で調べていただいたら分かります。特定のことでなくて、それに付随することを含む言葉だと、これが法の解釈だろうと思います。

ですから、ここについては、契約に関しと読み替えると、先ほど言ったこの契約の事務に該当するのではないかということなんです。それで、このお示ししているこの資料で、契約そのものについては、この契約の締結ということは契約事務だろう、契約のそのものだろうと思います。ただ、その前段の契約の申込み、開札、予定価格の作成、指名、資格審査等は契約に関する事務なんですよ。つまり、この「関し」にここの契約の事務が当たるのではないかというふうに私は考えてお

ります。

こういうところに議員が介入すべきではないということなんです。これに議員が介入し始めますと、この横に書いてある一般競争入札、指名競争入札、随意契約に契約以外は介入していい、推薦していい、照会していいということになると、資格審査、それまでの前段も含めて、議員がここに介入する余地を与えてしまう。そういうことを予防するためにこの契約に関しという表現で広くこの介入行為等を議員が自ら自制しているというのが、この倫理条例の基本的概念だと思いますので、そこは皆さんも御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） ほかにございますか。

○委員（吉田 俊平君） もう1点だけ。

○委員長（森田 龍司君） はい。

○委員（吉田 俊平君） 次々言って申し訳ないんですが、このメンバーが不偏不党なメンバーじゃないということを、インターネット上で書かれています。これは非常に失礼な話だなと私は思っています。私は先ほども言いましたし、私はこの委員会に入りたいということは言ったこともありませんが、皆さんも同じだろうと思います。

その中でこの条例自体は、議会の議決を経て制定されているわけなんです。第6条の第5項、委員は議員のうちから議長が指名するということは、この民主的なプロセスを経て決まったものであります。それが不偏不党な恣意的な人選なんだということをおっしゃるのであれば、これは議長がそういうふうな人選をしたということになりますけども、私は決してそうではないと思っています。

この場でこの議員さんが議員の倫理がどうあるべきか、低いレベルの倫理感を求めるんじゃなく、より高い倫理感を求めるにはどうすべきかという議論をされていると思っていますので、このメンバーが、不偏不党なメンバーではないと、恣意的に選ばれたメンバーであると。そして告発した張本人であるというふうな書き方もありました。私と森田委員長の名前が出ておりましたけども、私どもは、この審査請求の対象者にはなっておりません。ですんで張本人というのは全く当たらないということだけは、もうこの場でしっかりと記録していただきたいと思います。お願いします。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 今、吉田委員からインターネットのことに話が出ましたが、これ私もインターネットに書いてあること自体は、決して受け入れてはおりません。でも、それをこの場に、政治倫理審査会の中に入れてくることについては、ちょっと疑問を持っています。新たにそっちのほうに、まあ言ったら、話をさっきはすり替わりという話もありましたが、そういうようなことになりかねないんで、やはりもともと説明会と言われてるのが本当に説明会なのか、そういう辺りの話で、それで本人からの発言はなかったと。それがどの程度今の政治倫理に該当してくるんか、そっちで話を進めたほうがいいんじゃないか。インターネットは私も受け入れてはおりません。でも、それとこれとはちょっと切り離してするほうがいいんじゃないか、不満は分かりました、実名が出ているということに対しての。でもそれはちょっと置いといてというのが私の思いです。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） ほかにございますか。

副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） そうですね。問題点に本当入りたかったんですが、吉田委員からいろいろ関連するお話がございましたので、若干ちょっと質問というか、確認させてください。

このメンバーを決めるときに、産建委員会というメンバーをどう扱うのか、どう理解するのかということ、若干問題がございました。私どもは、このメンバー決めたときに、2.10ないし3.17の産建委員会の議事録については見ていませんから、どういう議論があって疑念の審査請求となったのかという詳しい内容については、ほとんどあんまり知らないままに、だけど懸念があるんだということで、産建委員会でそういうふうになったんだということでの審査請求があったというふうに理解してますが、そのときに審査請求者は誰かということで、この書式等見て産建委員長である日下茂議員1人であると。あとは違うというような解釈で、産建委員の皆さんがこの審査会に入ることについては、結果的には了解しました。

しかしながら、第1回の会議でそのことの確認をしてほしいということを私は申し上げたんですけども、そうじゃない、産建委員会としての組織的な決定やということなので、という意見ありましたよね。

だから、何だっけ。紹介者ないしは連署の議員については、請求者とは別扱いしたい、するということに対しては、いや、そうじゃないと、一緒なんだと。同じ、全員疑念持ってるということがありました。

そういうことがあって、でも疑念には薄い濃いがあろうと。疑念を追求して白ということがあれば、黒ということもあるだろうと。疑念の持っている薄い濃いはあるだろうということで、産建の委員さんが入ることについては、承認していったということだろうと思うんですけども、ここでお聞きしたいんですけども、請求者というか、疑念を持った請求者は、日下議員1人であるということではないということはこの間振り返ってみたらそういうことが言われてる。そこちょっと確認したいんですけど。どうこれは解釈したらいいですか。（発言する者あり）

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 横尾委員は不正確なことをおっしゃってるんで、2月10日に産業建設常任委員会で調査した結果、3月議会で報告いたしました。ですから、3月のそれまでは疑念だということで産建委員会では報告いたしております。そのことは、疑念であります。

そっから先に審査請求が出たのは、これは違反行為を認めるということで4名の方が連署しているということであって、疑念ではありません、その時点では。ただ、第1回目のときに、そのこと自体を否定されたわけです。要は疑念でもないと。白黒分からんけど、名前書いたというような発言があったので、私がそういうふうな理屈にはなりません。産業建設常任委員会では、少なくとも疑惑と、疑念という部分は合意しました。そして、それ以降に出された審査請求については、今日申し上げたとおり、違反行為を認めるということが4名で連署されているんで、日下委員だけが

疑っているとか、そういう話ではないと。こういう理解でいいと思うんですけど、それしかないと思いますか、事務局、違いますか。

今、副委員長が言われたように、日下委員だけが疑惑を持って、ほかの方は知らないということで、この審査請求が出されているのであれば、第5条の第1項に基づき審査を請求するという表現が間違っているということになりますけども、これを出しておられる限り、違反を認めているということだろうと思いますけども、違いますでしょうか。そういう理解以外はできないと思いますけど。事務局の御判断を伺いたいと思います。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今、吉田委員から御発言がありました点でありますけれども、条例の条文のとおり、条例の規定に基づいて出されているものでありますので、そのように考えるほかはないのかなという解釈としては思っております。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） この第5条審査の請求の解釈ですが、若干私とは違います。この第5条法第18条に規定する選挙権を有する市民または議員は、議員に前2条に違反する行為があると認めるときは、当該違反する行為を証する書類等を添え、議員定数の8分の1以上の議員の紹介または連署をもって、議長に対し審査の請求をすることができる、こうありますので、この2行目、行為があると認めるときは、の認めてるのは誰か。これは議員であります。審査する議員、認めるときは議員、市民または議員が認めるときは、違反する行為があると認めるときは、その下の議員定数の8分の1以上の議員の紹介または連署、連署する議員までが認めるということが条件ではありません。これは、申請する議員が認めていると、ないしは市民が認めていると。そのときは、認めてる認めていないのはよう分からんけれども、何かそういうことは、疑念があるんなら審査やったほうがいいんじゃないのというようなレベルの紹介者あるいは連署者であっても、それらの連署をもって審査の請求することができるということであって、紹介議員または連署の議員までが全て違反する行為があると認めることが条件である、その条件がない限り連署者にはなれない等を第5条で決めているわけではないというふうに思いますので、連署者が請求者と同じ見解を持っているということは条件ではないという意味で、森下議員が連署者になることを認め、かつ連署者である森下議員が、こうやってこの場に審査委員としておられるということも認めてると。こういうことですね。だから、ちょっと違うんじゃないかな。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 条例の解釈は事務局が行うものなので、単なる横尾委員の御意見です。

○委員長（森田 龍司君） ほかに意見はございますか。

○副委員長（横尾 正信君） どうなんでしょう。ちょっと待つてね。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 条例の解釈が事務局だということになると、市の条例あるいは市の規

定等は全て市当局の解釈であるということによろしいんですか。

○委員（吉田 俊平君） 一義的にはそうなんですよ、一義的には。説明責任は一義的にある。当局条例は当局が説明するんですよ。

○副委員長（横尾 正信君） そういふんですか。

○委員（吉田 俊平君） そうじゃないと議会は質疑ができない。

○副委員長（横尾 正信君） そういう一義的なことじゃない、あなたは二次的、二義的なレベルで言ったんだよ。条例の解釈は横尾さんにはないと。

○委員（吉田 俊平君） 御意見ですと言ったんです。ないとは言っていないですよ。あなたの御意見だと言ったんです。

○副委員長（横尾 正信君） ああ、そう。私の御意見です、そうです。

○委員（吉田 俊平君） それだけにすぎない。

○副委員長（横尾 正信君） 先ほどのもあなたの御意見ですよ。

○委員（吉田 俊平君） 僕は事務局に聞いたんですよ。

○副委員長（横尾 正信君） 事務局。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 事務局にお聞きします。

認めるときは、解釈はどうなんですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 請求者御本人はもちろん認めるとき、認められたということは、解釈上間違いないと思います。あとは紹介または連署の議員が、どうかということですが、基本的には程度が請求者の方と同程度であるといふところまでは言えないと思うんですけども、それに近い程度の認める、もしくは半分認めるとか、認め方の程度については差がある可能性はあると思いますけれども、認めるに近い方が紹介なり連署されるものと、普通は解釈できるんじゃないかなとは思っております。

ただ、正直ちょっとこれについて、そういった確定的な解釈を準備した上で、この条文を制定したものではありませんので、ちょっと今ここでその確定的な判断を申し上げるのは、ちょっとためられるとことというのが正直なところであります。

以上であります。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） そういふことであれば、何より事実が大事ですから連署した議員について、どういう趣旨、どういう理由で連署したのか、それを聞いてみないと分かりませんよね、それを。

○委員長（森田 龍司君） いいですか。ちょっと運営上、この問題がどういふふうなことで今審議されたり意見を言っているのかといふのは、私にはちょっと委員長としては理解ができないので、前回の振り返りの中でどんなこれが位置づけをするのかといふことをちょっと確認しておきたいなと。

そうしないと、今は前回の振り返りの話を今協議して、そしてちょっとまとめておいてから次回をどうするか、今日のメインはもう次の政倫審の方向性を定めていきたいということがメインなので、振り返りというのはもう議事録があるんで、議事録のところでいろんなおかしいとことか、いろんなものがあつた場合ですね、その辺の整理をちょっとしていきたいなということで振り返りということでもらったというふうに私のほうは思ってますので、ちょっとその辺の整理をしておきたいなと思います。（「整理してください」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。私はちょっと今のお話は、横尾副委員長の話は、前回の振り返りのこの場での意見としてはそんなにこれ以上意見を広げていく必要はないのかなと思ったりしてるんですけど。ほかの委員さんはどう思われますか。私の中では、この件は解決済みだという。だからこそ、政倫審を1回、2回目としっかりとして、議事録にも今の経緯のことについては書いてるというふうに理解してますので、だから、ここを改めて問い直す必要はないのではないかなというふうに思っています。

ですから、第2回の政倫審について、議事録も読んでいただきましたので、その辺について少し整理して、不備なところとか、ここだけは私のところで足らなかったのも、意見として申し上げておきたいというときをちょっと意見交換させてもらったらいいのかなというふうに思ってますので、いかがでしょうか。

横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） そういうことで、本来話は、この件を持ち出さないつもりでしたが、吉田委員のほうを持ち出したので、しょうがないでしょ、一方的にそれを認めるわけにはいきませんから、御質問を申し上げただけでございます。

○委員長（森田 龍司君） はい、分かりました。はい。

○委員（吉田 俊平君） ちょっとよろしいですか。議会運営委員会に諮って、審査委員会が設置されてるんです。そのときにこの議論が終わってるはずなんですよ。（「だから」と呼ぶ者あり）終わってるはずなんですよ。だから、この協議をしてるんであつて、そもそも疑いを持ってない議員が請求したというようなことをきちっと精査して、審査委員会が設置されてるんで、その前提条件を崩すような話は本当にそういうことがあり得るのか。今さらながらにそういうことが起き得るのか、その意図は何なのか、私にはちょっと理解できないところがあるんです。

○委員長（森田 龍司君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） この政倫審を設置しようというのが、今、吉田委員が発言されたように、議会運営委員会の中で協議されて、全会一致で政倫審を設置しようとしたわけなんです。そのとき、横尾委員は、議会運営委員会の副委員長としてその場におられて、これを了承したわけですから、今のような意見で先祖返りするような意見をこの場で申されるといふのはいかなものかなと、私はそう思います。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 先祖返りしたのは私じゃなくて、先におっしゃった方で、だから、議

運としてはもう決めているということで進めているわけですよ。だから、それを今さら覆そうというふうには私は言いましたか。言ってませんよ。だから、第5条の議会で進めてると。ただ、吉田委員が5条の解釈をおっしゃいましたので、議運の副委員長として対応した私の解釈とはちょっと違いますねということをお願いただけでございます。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） それは一つの理屈かもしれませんが、しかし、この場で3回目の政倫審の場で先祖返りのような意見をとうとうと述べられるということは、私は政倫審の審査の遅滞をもたらすおそれがあると思いますので、副委員長としては、ふさわしくない意見かなと思います。

○委員長（森田 龍司君） これについては、それぞれの委員がそれぞれ自分の意見を申しもらったということで理解させていただきます。振り返りについて何かほかにごありますか。

横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） ちょっと一、二点ございますが、最初からこれだけ申し上げようと思ってたんで、いろいろ言われたものでしょうがないですね。

この第2回、いろいろ聞きました。なかなか難しいんです。私は倫理審査上何が取り上げられてるのかな。総務委員会ですから、あまりバックグラウンドのことよく分かりませんでしたんで、ずっと聞いておりました。事実確認も若干させていただいたんですが、多分この2点が問題なのかなというふうに解釈しました。

つまり12.8の会議は、給食センター、農振課を含むかもしれませんが、特に他にはしないような形で、わざわざ出向いて説明会を開いたと。これは他者、他の農業者に対して非常に差別的な優遇的な行為じゃないのかと。

2番目にその場で、そうした特別な場でさらに特別な情報、資料を市外品云々という資料でしょうけども、資料を提供し、便宜をさらに特別的に図ったという非常に問題のある会議だと。この会議に同席していた議員は、そのことを承認し加担していたと見られても仕方がないんじゃないかと。つまり、そのことによって条例の3条3項に違反する。こんなトーンが意見、第2回の中であるいは感じました。これをAとしましょう。

次に、もう1点ありましたよね。12.8の会議は、売買契約に関する場であるので、その場に議員が同席していたことは、たとえ発言がなくても、そのこと自体で推薦、照会、介入に当たり、同じく条例3条3項に違反するんじゃないか、違反すると。こういう大きな問題点というか、論点があったように、私は聞いたんですけども、これをBとしましょう。

AとBの二つの問題が違反行為に関連する行為としてある。

審査請求書の趣旨は、審査請求書を読みますと、市外品供給時期に関する資料の提供が行われた場に同議員が同席したことに疑義があり、そのことを審査の対象とするようにとの請求であります。つまり、これ審査請求書の趣旨は、私、冒頭述べました12.8の二つの性格AとBに対しては、12.8のBの側面を審査せよ。つまり12.8会議は売買契約に関する場であるので、その場に議員が同席し

ていたことは、そのこと自体で介入に当たる、違反だと。そのことを審査せよとなっておりますので、Aは含まれてないんです、どうもね、この請求書には。限定的であるというふうに思うんですが、だから我々は、どっちを、審査請求書に基づいて設置されてますので、このBの側面だけをテーマとして扱っていけばいいのか、バックグラウンドとしてはどうかAもあるんだというようなふうに扱っていく、若干この問題が振り返ってみてこういうところにそごが、若干請求書との間でそごがあるというふうに感じました。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 私の1回、2回の政治倫理審査会の感覚、特に参考人として呼んだ農林振興課並びに給食センターのその関係については、常にお聞きした中では説明会であったと。だから議員が出席されてたのは、結果的に認識したけれども、説明会だという認識の下に違和感はなかったと。こういう話が出てました。ほんで説明会というものを覆すだけの今材料は、議会の中ではなかったと、私の中では思っております。

それから、藤本議員が発言されとったらちょっと重いところがあると思ってたんですが、農林振興課並びに給食センターも発言は一切なかったと。こういう話は、私、確認させていただきました。

それから、売買契約、12月8日の売買契約の場というような言い方が今ございましたけども、もともと農林振興課の平松課長の参考人招致のときのお話では、私のミスでしたと。あれは結果的によふどの恵さんに迷惑をかけましたと、こういう言い方もされたんで、ちょっと契約、売買契約の場であると。物も何もないのに、物ないのは事実ですから、物もないのに売買契約の場であるというのはちょっとしんどいかなと。そこまでは言えないだろうなというようなことで、議員の同席、これ逆に言ったら農林振興課なり給食センターが、もし契約に関連するという認識があったら、同席を認めた段階で退席してくださいと、そう言うべきだったんだろうなというような私の思いがあります。そういうことで、なかなか契約というのは微妙なところがあるんで、私の中ではまだそこまでは言えないと、こう考えております。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 先ほど示した資料がこれは国に準じているわけです、契約事務について。皆さんも御存じのように、再エネ利権と言われる秋本現衆議院の問題というのは、契約そのものじゃないわけですね。契約に付随する口利き行為ということが問題になっているわけです。つまり、ここに示している資格審査から、契約の締結、履行までの間の事務についての介入行為ということなんです。これが、この契約の締結、履行しか契約でないとなれば、これは入札行為、一般競争入札、指名競争入札、全てに議員は介入していいという免罪符を与えるわけです。（発言する者あり）何が違うんでしょう。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 先ほども言ったように、私の中では、そこまでは言えないだろうという、

これは話をしてるんであって、契約の本当に行為なのかどうか。吉田委員はできるだけ幅広く、倫理、政治倫理というのはそういうもんじゃないですよと、ふだんからしっかり襟を正してと、こういうことなんですが、さて、この我々の審査会としてどこまでそれを幅広く取って、問題とするのかどうかというのは、ちょっとやっぱり考えていかなんから、吉田委員の言われる資格審査からしっかりもう契約に関連することやから、襟を正していきましょうというのは一つの考え方ではあるかと思いますが、私の中ではちょっと受け入れにくい。そういうことでございます。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 秋本現衆議院議員が、まさにこの資格審査の幅を広げなさいというのが収賄の主な容疑なんですよね。契約の条件を緩くしなさいと。そして金品の授受が行われているから収賄罪に問われてるわけですよね。

これを朝来市として認めるんだと。契約しか、以外は、議員の同席がいい、介入していい、推薦がいい、照会がいいということになれば、朝来市だけは非常に倫理感が低い、議員の介入を許す、行政の職員が行政事務をやりにくい社会、行政をつくり上げると、その手助けをすることに私はなると思っていますので、足立委員、聡明な方ですし、そこの部分は行政経験者でもありますから、足立委員が予定価格の審査であったり、予定価格の設定であったり、公募の条件等について議員の同席を許したと、もしくはそれを議員が同席してもいいというような、過去にそういうふうな御実績がないと思しますので、そこは再考していただきたいなと思うんです。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 私の中では、資格審査の12月8日は、あの場ではなかったという思いもあるわけですよ。資格審査という言い方されて、それはその資格審査の場であるという認定するならば、より高い倫理感でやっていかないかんかも分からんけれども、私はそこまで言えない、説明会でありました、説明会でありました、発言はなかった発言はなかったという中から判断して、何も今即しろと言っとるわけじゃないんですけども、契約か言われたら、いやいやちょっとそこまで言えないんじゃないか、こういうことですので、それぞれの思いがやっぱりあるんでね、理解いただきたいと思います。

○委員（吉田 俊平君） もう1点だけ。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これ資料は出てるんで見ていただきたいんです。それは、第2回の資料で、公募条件が示されています。ちょっと資料を出していただけますかね。ちょっといっぱいあって分かりにくいんですが。資料の16です。

○議会事務局長（宮元 広司君） お送りしました。

○委員（吉田 俊平君） これは私のちょっとこれは正確に覚えてないんで、インターネット上でこのデータが出たときに確認した、多分昨年9月か12月もしくは10月ぐらいだったと思えますけども、これはインターネット上で公表されている事実なんです。令和4年度に、もうこの時点では公募条件が決まっておりました。生産者がどのようなものを納入するか、どういう条件で納入するか、

何を納入してほしいかというのがこの資料です。

ですから、資格審査については、もう既に終わってるわけですね、令和4年度の募集については。応募しているさなかに、説明会が開かれたということなんですよ。この説明会がどういう趣旨のものかということは政策説明会で聞きましたら、令和4年度の募集に際する説明会ということですから、まさに募集中に、要は指名の段階で募集があったと。説明会が行われたということなんですよ。ですから、契約の事務に該当しますねというふうな理解を私はいたしております。

○委員（吉田 俊平君） それから、もう一つだけ。

○委員長（森田 龍司君） はい。

○委員（吉田 俊平君） 先ほど横尾委員がAとBというお話をされまして、私が一番最初に言った、要はこの問題が複雑化している問題の一つに、要は説明会の適否適正な、適正か不適正かという議論が混在化しているので、この問題が複雑化していると申し上げましたけど、まさに横尾委員が言われるように、この審査会についてはBなんです。要は契約に関して、不正な要は介入、照会。不正じゃなくても介入、照会、推薦があったかどうか。そして、第3条の1号で不正の疑われるような行為があったかどうか。それが問われていると。ただ、どうしてもこの問題のバックグラウンド、どういう経過でこの問題が起きてきたのかということ調べる上で、横向きにもしくは深掘りをして物事の範囲が広がっていますが、本質的には私はBだと思っています。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） Bなんですよ、審査請求書はそれしか書いてないんですから。なんですよ。このことについて若干申し上げたいこと1点あるんですけども、それを言う前に、ただもう今、足立委員とやり取りされたような内容は、最後ですよ、まだ終わってなくて、多分。調査、事実調査も、よふどの恵さんにもお聞きしなきゃいけない。どんな場だったのかということについては、私の中では道半ばでまだ分かりません。どういう本当に2時から4時までの間行われた2時間の会議の中身が、具体的にどういうことだったのか。空想しても始まらないので、どういう事実がその2時間の間に積み重ねられたのかということについて、まだ調査は半ばですから。それはそれを踏まえてから、いろいろと分析したり、再調査したりして、そのことについては最終的な意見を持とうかなと、私はそう思ってますので、今現在そういうことに関する私の見解というのは、まだ材料がありませんので、ありません。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 私も決して結論を出したわけでは全くありません。これまでの1回、2回の参考人招致、その他の話を聞いて、今現在出てきた話の中で、売買契約じゃないかという、こういう話なんで、私の中ではそこまではひょっとしたら単なる説明会ということで、両方とも言うっておられるわけやから、こういう意識はなかったんじゃないですか言ってるだけで、一つの問題提起してるだけで、これを皆に押しつけるなんて全く考えておりません。まだ途中段階です、はい。

○委員長（森田 龍司君） 渕本委員。

- 委員（**渚本 稔君**） 事務的に確認しておきたいんですが、今表示されました令和5年8月23日提出、学校給食センターの学校給食に地元産の野菜等の味わいと、その下の括弧書きで朝来市内生産者募集と、この表題の文章は、先ほど示された国の基準法令の中の随意契約の場合に、契約行為の一環に当たると、こういう位置づけの文章になるかどうか事務局に確認したいと思います。
- 委員長（**森田 龍司君**） 事務局、すぐ出ますか。 局長。
- 議会事務局長（**宮元 広司君**） はい。今日示されました契約の国の資料との照らし合わせということで、ちょっと今断定的に申し上げることはちょっとできかねるというのが正直なところであります。ちょっとすみません。この出された経緯とか、詳しいことをちょっと正確にちょっと今覚えてないのはよくないんですけれども、ちょっと断定的に申し上げることは控えさせていただきたいと思います。すみません。
- 委員長（**森田 龍司君**） また、調査。 渚本委員。
- 委員（**渚本 稔君**） 事務局に今すぐ聞いたのは、ひょっとしたら早かったかなと思いますので、委員長に要望しますけれども、先ほど私が言ったように、この生産者募集という案内は、国の示す随意契約の中の契約行為の一環であると示されたものの中の範疇に入るかどうか、朝来市の法制に確認していただきたいということを申し上げておきます。
- 委員長（**森田 龍司君**） はい、分かりました。じゃ事務局のほうに依頼しておきます。
吉田委員。
- 委員（**吉田 俊平君**） そのときに同様にこの資料はいつインターネット上にアップロードされて、令和4年の公募が開始したのはいつなのか、このデータがいつ公開されているのかということも確認しといてください。
- 委員長（**森田 龍司君**） はい。じゃ、同じように事務局、局長のほうよろしくお願いいたします。
- 委員（**吉田 俊平君**） それともう一つ。
- 委員長（**森田 龍司君**） 吉田委員。
- 委員（**吉田 俊平君**） 先ほどAとBという横尾委員がおっしゃって、Aは、その場が適正かどうかも含めた議論でありました。Bは、その契約に該当するかどうかということ、その倫理上が問うてるかどうかという話でした。そのBだろうと私も申し上げましたし、横尾委員もそうおっしゃいました。その上で、Aの与布土、団体さんが実施した説明会の状況が委員会がどういう性質のものであったかというのは、全く論理的に矛盾しているはずの話なんですね。Bであれば、その説明会の適否、内容、その部分について調査する、審査する必要は私はないと思います。
- 委員長（**森田 龍司君**） 横尾副委員長。
- 副委員長（**横尾 正信君**） ですから、問題だと思うんですよね。私は、実利主義者ですから、頭の中で考えないですね。売買契約に関する場であったかどうかは、単に法令上の軸の適用ではなくて、事実から判断してその判断が当てはまるかどうかということを私の方法論は常にそういう方法論なので、現場も分からず、何がどういう会議したかも中身が分からないままに、この資料だけでそういうふうに見えるかどうか、そこを私はきちんと知りたいと。そうでなければ私は確信持って評

価はできない。こういう立場ですので、12.8の中身について詳しくきちんと知って、これはまず政倫審の第一歩やと、予断も偏見もこれは持つは必要ない。それなくしては、予断と偏見で判断してしまうことになってしまうということだと思っんですよ、はい。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 契約の場かどうかということよりも、契約に関するかどうかというのが、条例上問われています。この質疑については、森田委員長から給食センターから団体にどのような資料が渡されたかという中に、納入届出書というものを渡したと。それが契約書に代わる書類だということで、契約書を渡しているのと同義ですねという、この確認は私は取れたと思います。これを否定するものはないと思いますけども、そういう認識をまず持つべきじゃないかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） 横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 中身をしっかりと、具体的なことを確認するというをまずこの審査会は最後までやって、それからそういう議論をいたしましょう。私は、先ほど吉田委員がおっしゃった納入契約に関しての関しについての理解は、私はこの場では申し上げませんが、違ってます。解釈が違います。ですから、それはあなたの解釈にすぎなくて、いろんな解釈があるかもしれない。私は違う解釈をしている。

なので、今そういうことは、場を設けてしてもいいですよ。うちの倫理条例の条例だけしかなくて、いわゆる詳細説明というんですかね、逐条解説というか、それがなくて、条例の解釈がかなり議員によって幅がある。これはもうしょうがないですよ。逐条解説がある程度のこの幅で解釈しようねという合意がうちの倫理条例はないので、かなり蓋開けてみたらあつ、こんな解釈、えっ、こんな解釈ってかなりの解釈の幅がある可能性があります。だから、これ逐条解説的なものは、要るなど。そうしないとばらばらの見解で、どれが正しい、これが正しい、私が正しい、あんたが間違っているとってしまうんで、そこはうちの議会としての課題かなというふうに思っております、はい。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） それも先祖返りの話なんです。令和5年のたしか3月議会だったですかね。6月議会ですね、にこの倫理条例の改正について、議会運営委員会で提案なさっておられるわけです。そのときに内容について議会運営委員会の方は1条から最後まで確認された上で、必要な条例改正を行った。その不明確なものを不明確として出してきたというような無責任な発言は厳に慎んでいただきたいと思っんですよ。御自分がこの1文全部確認されたんじゃないんですか。それで必要な条例改正をされておって、そのもの自体が提案が間違ってたんだというようなことをおっしゃると、これは改正した側、提案者として問題がある発言だと思いますので、そのときに整理されたものと私は理解してたんです。

○委員長（森田 龍司君） 横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 私的には、もちろんある程度は整理してますよ。しかしながら、先ほど第5条の解釈でもありましたように、議会としては大体この条例のまあまあ妥当な解釈、読めば

分かる程度の解釈の合意はあるだろうと。ただし、深く見れば、かなりの意見の相違がある。したがって、条例つくったときは、やっぱり逐条解説要ったなど。こういうふうには、私なりに申せば、私の解釈が多分みんな同じような解釈してくれてるだろうと、文書がありませんからね。と思っていたので、こうした違う解釈があるということをお聞きしたので、やっぱり逐条解説きちんとしておくべきだったかなという反省はいたしますけれども、別に何か提案当事者として変なことを言ったつもりは全くありません。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 先ほど吉田委員のほうから納入届出書についてちょっと触れられたんで、私ももう一つよく分からないんで、物が無いのに納入届がなぜ出てくるのか、ちょっとその辺りがよく分からないんで、もし納入届出書というものが今後の我々の審査会で問題になるんなら、その納入届出書はどういう場面で、どういう取扱いの下に出されたとか、そんな話を知りたいと私は思います。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） まず、議事録見ていただくと、農林振興課については、団体は納入する物資がないと、こう言いました。

○委員（足立 義美君） はい、聞いてます。

○委員（吉田 俊平君） 一番最初に給食センターが問合せしたときには、3個の物品が納入できると。一つはお米、一つは野沢菜、一つはキュウリを納入できると。ただし、今の現状の募集内容の中では、なかなかそれが全て給食センターが望むようなものではなかったということから、物はあったわけです、お米とか、生産されてますので。ただ、それをないというふうに農林振興が言ったもんですから、物品がないというふうに話になってますけども、当然団体さんは生産されてますので、物品はあったと思います。

○委員長（森田 龍司君） 大体の意見が出たようですので、これで今日はこの振り返りのところはこれぐらいにしておいて、この振り返りを引き続きつないでいただいて、次の政倫審はどのような方向で開催するのかというところを少し協議していきたいと思いますが、その前に10分ほど休憩させていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長代理（森下 恒夫君） それでは、10時55分まで15分休憩いたします。

暫時休憩します。

午前 10 時 40 分休憩

午前 10 時 56 分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

では、先ほど前回のことについていろいろと御意見を賜りました。いろいろとありがとうございました。

それでは、それをちょっとつなげて、次回以降どのような、次の政倫審をどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。何か御意見がありましたら、おっしゃってくださればありがたいです。

足立委員。

○委員（足立 義美君） あとまだ本人さんの話を聞いておりませんので、そろそろ本人さんのお話を聞いて、どうだったかという確認をする時期に来てるのかなと、私の中ではそう思っております。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。ほかにございますか。

横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） まだ12.8の事実関係が、きちっと想定されてませんから、まず、よふどの恵さんですか、を参考人招致して事実関係を聞きたいことはたくさんございますので、それをやるのと、それから請求者、政倫審は大体請求者を先呼んで趣旨を聞くのから始まるんですけども、それしていないので、時間はかかんないと思う。請求者を取りあえず参考人、形だけは呼んだほうがいいのかなどというふうに思います。

それから、当然当事者の弁明、その後でいいんじゃないですかね。

○委員長（森田 龍司君） ほかにございますか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 団体であるよふどの恵さんという名前出ましたけれども、これは今回の問題の中で、よふどの恵さん自身は何も間違ったことはしてないと思います。そして、この今回の疑義の中心ではありません。それは、朝来市の行政の対応の中に問題があったということであって、わざわざその正当に野菜を作って納入したいという形で考えておられたよふどの恵さんをこの政倫審の場で参考人招致する必要はないと私は思います。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 私も農林振興課の平松課長の発言の中にも、よふどの恵さんに御迷惑をおかけしましたというような言葉も出てますので、参考人招致は必要ないと、そう考えております。

○委員長（森田 龍司君） 当然倫理条例に書いてありますように、当人については、来ていただいて、弁明の余地もあるということなんです。これについては、もう本人に来ていただくということはもう問題ないというふうに思いますので、これはこうさせていただきたいと思います。

いま一つは、よふどの恵さんの参考人招致について必要だという委員と必要でないという委員がありますが、どうさせていただいたらよろしいですかね。

○委員（吉田 俊平君） 意見が分かれてるんで、採決なんだと思います。

○委員長（森田 龍司君） 採決、採決しましょうか、じゃ。よろしい、採決でよろしいですか。

森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 一度先方さんの御意向も確認して、おっしゃりたいこともたくさんあるやも分かりませんので、参考人に出てこいという態度はいかがかなと思うんですけどね。御意向確認してからでもいいんじゃないかな。

○委員長（森田 龍司君） 今いいですよという意見と、今参考人で招致していきましょうという意見があるんですが、どうさせていただきますでしょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 先ほども言いましたとおりに、よふどの恵さんに何か問題があったわけはありません。朝来市行政側の対応に問題があったわけですから、よふどの恵さんを参考人としておいでいただくという必要はないと思います。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） まさに渕本委員と同じ考えで、私の中でよふどの恵さん呼んで聞くことがないんですよね。迷惑をかけて申し訳なかったですって終わりです。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） そしたら、採決させていただきますでしょうか。もうちょっと意見が分かれていますので。

○副委員長（横尾 正信君） いいですよ、はい、委員長。

○委員長（森田 龍司君） はい。

○副委員長（横尾 正信君） 要するに問題は、藤本議員の問題なので、したがって、藤本議員とよふどの恵の関係、あるいは学校給食センターとのやり取りの中で、会議録は二つの団体は読みました、農振の会議録12.8の。給食センターの会議録も出ました、見ました。しかし、当事者のよふどの恵の会議録というのは、ありませんから見てません。なので、それぞれ三者三様の捉え方があるんだろうと思うんで、どういう捉え方されてるのかなということは必要な情報でありますし、別によふどの恵が悪いとかいいとか、そういうことで呼ぶわけじゃなくて事実、問題は藤本議員が倫理条例違反しているかどうかということの内容ですから、慎重の上にも慎重にきちんとした事実関係を把握しておきたいというのが私の考えでございます。貴重な時間、農業の時間、忙しい中来ていただくのは、申し訳ないですけども、しかしながら、この問題を審査する上では、必要な情報収集になると私は考えます。

○委員（吉田 俊平君） 皆さん、御自分の御意見言われたんで、私の意見も言わせていただきます。

私は必要ないと思います。この問題は、先ほども言いましたように、横尾委員も、AとBのBだと、私もそう思います。この説明会が契約に関する事務だったのか、もしくは不正を疑われる行為に当たるかということが問われているので、このことに関して、よふどの恵、団体さんからお話を聞いたことで、結論が変わるということはないと思いますので、私は必要ないと思います。

○委員長（森田 龍司君） 横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） だったら、なぜたくさんの時間を使って、Aに関する質疑が第2回で行われたのかね。Bに限定してやればいいものを大半の時間は、このAに関する質疑に終始してたと思うんですよね。だから、これは当然だと思うんです。やはりBを論じようと思えば、請求者の論理はどうしても論理の動機はAにある。主な動機はAにあるので、私は読んでてそう理解したんですけども。どうしてもやっぱりAに行かざるを得なかったんでしょうね。だから、バックグラウ

ンドとしてやっぱりAの問題はこれ取り上げられたんだらうと。その点私は理解するんです。当然だらうと思う。議員としては、当然そこまでの問題を抱えて初めてBに問題があるんだと。やっぱりそういうふうに関連づけないと、非常にささいなそう大きな問題とは僕は思わないんですけども、それがやっぱりこうして審査会まで開くということには、それなりの事情、バックグラウンドの事情があるんだらうと思いますので、Aについてもバックグラウンドの理解としては、多少私としては、産建委員じゃないんで事情分かりませんから、知っておきたい。特に文書の上じゃなくて直接お聞きして感触を得たい、知りたいということは、たくさんございます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 大体意見はお聞きさせていただきました。分かれていますので。

○委員（吉田 俊平君） 森下委員が参考人として呼ぶべきなのか、呼ぶべきじゃないのか、ちょっとはっきりしてないんで、それは聞いていただいたら。

○委員長（森田 龍司君） ああ、そうですか。じゃ、森下委員、どうですか。

○委員（森下 恒夫君） 私はお呼びして聞いたらいい。聞くほうがよいと思います。というのは、今先ほど副委員長が言いましたように、例えば藤本議員が、今回同席したとかいうような行為に至った背景というものが、その地区の皆さんにお話を聞かないと、どういうことでそこに同席したのかというあれが見えてこないと思うんですよね。今、その説明会に同席しとったかどうかは問われとるわけ、それはもう分かっているわけですけども、同席したことの意味が今のところまだ明確でないと思う。だから、藤本議員が、給食センターに熱心なのは、これまでの一般質問等で分かってはおるけども、そういうふうになった背景というのが、どういうことであつたかということは、やっぱり一応知っておくべきじゃないかと。私はそういうことで賛成します。

○委員長（森田 龍司君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 今の考え方ですけども、当事者にどういうつもりでよふどの恵さんの協議の中に入っていたかということを知りたいんですが、よふどの恵さん、団体さんに、当事者の気持ちはどうでしたかと聞くのは、これはちょっとおかしいなと思います。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これは合意が得られないんで、呼ぶことはできないと。委員会では全員の合意が得られないということかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） それぞれ委員の皆様の意見が違うようです。ということで、同意を得られないということで、よふどの恵さんにつきましては、お呼びしないという方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） じゃ、そうさせていただきます。

あと請求者の産建の委員長の招致についても、横尾副委員長からありましたが、この件について、お呼びさせていただいてよろしいですか。ほかの委員さんどう思われますか。

渚本委員。

○委員（**淵本 稔君**） 請求がされるという段階で、既に議会運営委員会の中で、その趣旨については確認されて、そしてそれが文書になって出てきたということなので、もうそれでいいんではないかなと。改めて請求者を呼んで話を聞いても、次の何かが出るというものではないと思います。

○委員長（**森田 龍司君**） ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

副委員長、どうでしょう。今そういう意見が出てますけど、よろしいですか。

○副委員長（**横尾 正信君**） いやいや、いいですよ。形式的にやっぱり最低限、審査会でというものは、請求者を呼ばないような審査会って僕はいろんな議事録今見ましてもないので、形式はやっぱり審査会としては、そういう形式は最低限要るのかなと思っただけですから、要らないとおっしゃるのならいいですよ。はい、結構です。

○委員長（**森田 龍司君**） 横尾副委員長からそういう意見がありましたので、じゃ、請求者の日下産建委員長につきましては、議運で確認してますので、今回はお呼びしないということできせていただいでよろしいですか。

○副委員長（**横尾 正信君**） 議運で確認というのは。

○委員長（**森田 龍司君**） 議運で確認したんじゃないですか。

○副委員長（**横尾 正信君**） 文書確認ね。

○委員長（**森田 龍司君**） 文書確認……。

○副委員長（**横尾 正信君**） 本人から見たら……。

○委員長（**森田 龍司君**） 本人に確認なんでなく、文書確認ね。

○副委員長（**横尾 正信君**） それは議運だけじゃない、全員が確認してます。

○委員長（**森田 龍司君**） よろしいですか。

吉田委員。

○委員（**吉田 俊平君**） ちょっと私、指名されたのは議長から指名されたんで、この議運での協議なり、この委員の選定について詳しくは分かっておりません。

ただ、本日ちょっとこの議会運営委員会が提出された発議第6号の資料、これは令和5年6月議会に提出された資料で、新旧対照表をちょっと見ております。これ改正案として、委員は議員のうちから議長が指名するというふうになっております。これは新たに追加した原案に追加して条文をこの第3項、これは第5項を追加してるんですね。ということなんで、これが全会一致なんで、当然藤本議員も賛成されたということですから、これはこういう手続を経るということは皆さん理解した上でされたと思います。

ただ、このただし審査請求者は委員となることができないということについて、この中で審査請求者は森下委員が審査請求者ですので……（「違う」と呼ぶ者あり）これは審査請求者じゃないんですか。（「違う」と呼ぶ者あり）違いますか。（「違う」と呼ぶ者あり）事務局。（「おかしいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（**森田 龍司君**） 局長。

○議会事務局長（**宮元 広司君**） 審査請求者は日下議員お一人やというふうに認識しております。

- 副委員長（横尾 正信君） 4名か。1人だろ。
- 議会事務局長（宮元 広司君） 審査請求……。
- 副委員長（横尾 正信君） 1人だろ。日下しか名前書いてないだろ。
- 委員（足立 義美君） あと同意や。同意というか。
- 副委員長（横尾 正信君） 連署だろ。
- 委員（足立 義美君） 連署や。
- 委員（吉田 俊平君） 連署は請求者じゃないですか。
- 委員（足立 義美君） ないやん。
- 委員（吉田 俊平君） 連署は請求者でしょ。
- 副委員長（横尾 正信君） 違うだろ。
- 委員（吉田 俊平君） 審査請求者、欠格条項というのは、それに関連した審査を請求したものが、審査委員になれないという趣旨なんで、同意もしくは連署したものについても対象になると思えますけど。これは法制的な問題で、名前を書いている限りは対象者と。
- 委員長（森田 龍司君） 局長。
- 議会事務局長（宮元 広司君） 議会運営委員会で委員の選任の等のお話をされてるときにおきましても、審査請求者というのは、あくまでも申請書の表に置かれたお一人、今回の場合は、日下議員ということで、後の連署されている方は含まれていないという前提の下で委員の選任が行われたものと認識いたしております。
- 副委員長（横尾 正信君） そうなんだよ。そういうものなんだよ。したんだよな。
- 委員（吉田 俊平君） それは解釈論は、そのように議運で……。
- 委員長（森田 龍司君） 吉田委員。
- 委員（吉田 俊平君） されたんですけど、これはちょっと法制に確認してください。欠格条項に当たるのであれば、委員としてなることできないんで。場合によっては委員替わっていただかないといけないと思います。
- 副委員長（横尾 正信君） ちょっと待ってね。どこだっけ。うちはね……。
- 委員（吉田 俊平君） これは確認して、次回の委員会までにきちっと整理してください。
- 副委員長（横尾 正信君） ほぼ確認できてる。
- 委員長（森田 龍司君） 副委員長、確認できますか。確認できれば法制に確認して、次回の委員会でちょっとあれしましょうか。
- 副委員長（横尾 正信君） それはしたらいいと思う。うちの条例上これだよな。これか。局長、書類出して。
- 議会事務局長（宮元 広司君） 条例ですか。
- 副委員長（横尾 正信君） 規定から請求書とかいろいろ何種類もあったでしょ。何種類もあったよね、ややこしいのが。これか。これだよな。要するに、うちの倫理審査会の審査請求書については、請求者住所、氏名、生年月日があって、紹介議員または議員の連署ということで、議員の名前

を連署して、その下の注意書きを見てくださいね。請求者が複数である場合は、請求者の欄は、代表者を記載してください。この場合において、代表者以外の請求者については、別紙に記載の上、添付してください。こういうふうになつとる。つまり、代表者以外、請求者が複数であれば、別紙に記載の上、添付してくださいということになっているので、今回、別紙に記載した請求者、つまり複数の請求者がありますよという届出はないので、日下議員1人になっていて、連署は、連署者は請求者としては認められておりませんというふうには書いてる、私はそういうふうには規定してあるというので、連署者と請求者、複数請求者は別やと。連署者イコール複数の請求者には当たらないと。複数の請求者をつくる場合は、別途、連署者と同じ名前でもいいんですよ。複数の請求者として、別紙に記載の上、添付すると。こうしなければ、請求者としては認められない。つまり、連署者は請求者ではないと。こういう解釈で連署者は、請求者じゃないから、審査会に入ってもいいですよという、そういう解釈にして、連署者である森下議員を、いいんじゃないですかと、こう解釈したわけなんでございます。あかんかな、これで。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 商取引では、連署というのは裏書と一緒になんですよね。

○副委員長（横尾 正信君） それは商売でこれは議会だから。

○委員（吉田 俊平君） 議会も、連署というのは一緒になるということなんで、通常一般常識からいえば、それに同意しているということで、これはまた横尾委員と私の解釈が違うわけですから。

○副委員長（横尾 正信君） 違うでしょうね。

○委員（吉田 俊平君） これは法制に確認していただくようにお願いします。

○委員長（森田 龍司君） 取りあえず法制に確認させていただきますので、よろしくをお願いします。森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 私の理解も吉田さんと同じです。したがって、確認いただいた上で、委員の交代ということをお認めいただくなら、直ちにほかの議員に変更いたします。

○委員長（森田 龍司君） じゃ、もうこの件は取りあえず法制に確認して処理をし……。

○副委員長（横尾 正信君） その前に、1点だけ。その場合、そうすると、連署者、連署していない、それにかかわらず、それとも日下茂の背景には、全て産建委員の名前がある。連署している、していないにかかわらず、共同請求者であると、こういう解釈になるんですか。

○委員（吉田 俊平君） なりません。

○副委員長（横尾 正信君） そうならないよね。そういう解釈はならない。なるか、ならないかだけちょっと確認させてください。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） この問題は、3月定例会で産建委員会が政治倫理に関する懸念があるので、その判断について議運に委ねたと。ですから産建委員会として判断はしていないということですから、産建委員会として連帯して責任を負う、もしくは産建委員会が裁定を行ったというような解釈は僕は成り立たないと思います。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） この下の米印の請求者が複数である場合云々ということも含めて、法制に確認してもらって、その結果で動きましょう、これは。

○副委員長（横尾 正信君） そうしよう。

○委員長（森田 龍司君） そうしましょう。

それでは、今次回について、それでは、いよいよ藤本議員さんに来ていただいて、議員に来ていただいて、少し弁明も入れて、そのときの様子についてお話をさせていただくと。また私たちからも質疑させていただきながら、少し時間を取って政倫審を進めていきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） それでは、次回の日程についてお諮りしたいと思います。次回の日程ですが、ちょっと9月の定例会中でございますので、案として第1希望が9月の27日の午前中、第2希望が9月27日の午後、それから第3希望が9月29日の午後で開催したいというふうに今当局と日程調整しているところですが、委員の皆様のところは調整が、いつに調整がつくことができますか。吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 基本的には議会開会月は、議員は公務優先というふうになっとるんですが、ですから基本的に開けてると思うんですけども、各個人さんが議会日程を入れていた後に、日程を組んでおられるかもしれないので、それを今回の藤本議員も同様だと思うんです。藤本議員がいらっしゃらないと弁明の機会がありませんので、まずは藤本議員の御都合を優先して、あとは正副委員長で基本的には開会月ということで調整していただくのでいいんじゃないかなと。

○委員長（森田 龍司君） 分かりました。そしたら今お示ししました9月27日の午前と午後、それから9月29日の午後ということで、藤本議員に調整を確認させていただいて、それで私と副委員長と、それから事務局で決めさせていただいてよろしいでしょうか。足立委員。

○委員（足立 義美君） 1点だけ。実は25日に自治基本条例検証委員会13時30分から予定してるんですけども、もし予算決算特別委員会、あるいはその後に開かれます使用料・手数料の特別委員会が長引いた場合には、このあれが飛ぶので、自治基本条例検証委員会をそのときには27日の午前にしましょうという話をしたんで、それがちょっと残ってますので、できれば29と27の午後を中心に調整していただいて、それでも無理なら午前に持って行ってもらうということをお願いしたいと思います。

○委員長（森田 龍司君） 分かりました。そしたら、今、足立委員からありました9月27日の午後、9月29日の午後、調整ができなかった場合は9月27日の午前ということで、ちょっと藤本議員と調整させていただいて、副委員長と決めさせていただくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） それでは、本日予定してました審議会の内容については以上でございます。

すが、以上をもって閉会とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。それでは、以上で本日の日程は終了しました。

これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時23分閉会
